

国民健康保険証を更新します！

現在の神戸町国民健康保険証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、簡易書留郵便にて7月15日(木)頃から順次送付します。

今までの保険証は8月1日以降使用できません。悪用を防ぐため、期限切れの保険証は、住所や氏名等が見えないように裁断し、ご自宅で処分してください。

窓口で保険証受け取りの希望の方

住民保険課保険年金係へ7月6日(火)までにご連絡ください。7月15日(木)以降に窓口で保険証をお渡しします。受取の際は、身分証及び印鑑をご持参ください。

お勤め先の健康保険に加入された方

国民健康保険の喪失の届出が必要になります。お勤め先の健康保険証・国民健康保険証及び個人番号の分かるものをお持ちのうえ、住民保険課で手続きをしてください。

国民健康保険被保険者証と高年齢受給者証が一体化します！

岐阜県国民健康保険 被保険者証 兼高年齢受給者証	有効期限 令和4年7月31日	発行期日 令和3年8月1日
記号番号 9999999	(枝番) 01	
氏名 神戸 太郎	性別 男	
生年月日 昭和23年1月18日	適用開始年月日 平成20年4月11日	
交付年月日 令和3年8月1日	負担割合 2割	
世帯主氏名 神戸 太郎	住所 岐阜県安八郡神戸町大字 神戸1111番地	
保険者番号 210625		

負担区分が記載されます

8月1日から、これまで70歳以上の国保加入者の方に交付していた「高年齢受給者証」が被保険者証と一体化され、「被保険者証兼高年齢受給者証」になります。

住民保険課 ☎27-0174

令和3年度 国民健康保険税率のお知らせ

7月は、国民健康保険税普通徴収の本算定です。

7月中旬に世帯主宛に納税通知書をお送りいたしますので、内容をご確認ください。

令和3年度の国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税 = 医療分 + 支援金分 + 介護分

医療分 (限度額63万円)	=	所得割 基準総所得金額等* × 6.90%	+	均等割 38,800円 × 加入者数
支援金分 (限度額19万円)	=	所得割 基準総所得金額等* × 2.40%	+	均等割 12,900円 × 加入者数
介護分 (限度額17万円) 40歳～64歳	=	所得割 基準総所得金額等* × 2.10%	+	均等割 15,800円 × 加入者数

*基準総所得金額等 = 前年の総所得金額等 - 43万円(基礎控除額)

※新型コロナの影響による保険税の減免制度を引き続き実施します。詳細は来月号でご案内します。

住民保険課 ☎27-0174

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生

すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和3年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和3年7月～令和4年6月の期間を対象として審査します。

住民保険課 ☎27-0174

大垣年金事務所 ☎78-5166